

## 正 誤 表

各法令の改正等により下記のとおり訂正いたします。

正誤箇所	誤	正
p.18「(1) 保育所」 1行目	「児童福祉施設」で厚生労働省が管轄しています。	「児童福祉施設」で <u>こども家庭庁</u> が管轄しています。
p.19「(3) 認定こども園」3行目	<u>内閣府</u> が管轄しています。	<u>こども家庭庁</u> が管轄しています。
p.20「図表2-1」 所管／保育所	厚生労働省（市町村）	<u>こども家庭庁</u> （市町村）
p.20「図表2-1」 所管／認定こども園	内閣府（子ども・子育て本部）、厚生労働省・文部科学省（幼保連携推進室）	<u>こども家庭庁</u>
p.20「図表2-1」 運営の基準／保育所	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（児童福祉法施行令第45条に基づく <u>厚生労働省令</u> ）	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（児童福祉法施行令第45条に基づく <u>内閣府令</u> ）
p.24「Work 2」 （社会福祉法第2条3の2 （改正：令和4年6月15日） （施行：令和6年4月1日）	二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、 <u>同法</u> に規定する助産施設、(28. )、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業。	二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、 <u>子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業、同法に規定する助産施設、(28. )、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センター</u> を経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業。
p.25「Work 2」 （児童福祉法第48条の4 （改正：令和4年6月15日） （施行：令和6年4月1日）	・保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、 <u>並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する(75. )に応じ、及び(76. )を行うよう努めなければならない。</u> ②保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うために必要な(77. )及び(78. )の修得、維持及び向上に努めなければならない。	・保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対して、その行う保育に関し情報の提供を行わなければならない。 ②保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対して、その行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する(75. )に応じ、及び(76. )を行うよう努めなければならない。 ③保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うために必要な(77. )及び(78. )の修得、維持及び向上に努めなければならない。